

区民委員会陳情説明資料

令和 6 年 8 月 2 0 日

件 名	頁
1 受理番号 8	
現行の健康保険証を残すことを求める意見書を国に提出する ことを求める陳情	2

(区 民 部)

件 名	受理番号 8 現行の健康保険証を残すことを求める意見書を国に提出することを求める陳情
所管部課名	区民部国民健康保険課、高齢医療・年金課
陳情の要旨	2024年12月に実施するとしている健康保険証の廃止を中止し、現行の保険証を残すよう、国に対して意見書を提出してください。
陳情者等	請願文書表のとおり
内容及び経過	1 マイナンバー法等の一部改正法の背景（令和5年6月9日公布） 新型コロナウイルス感染症対策の経験により、社会における抜本的なデジタル化の必要性が顕在化した。 デジタル社会の基盤であるマイナンバー、マイナンバーカードについて国民の利便性向上等の観点から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）等の一部改正が行われた。 2 マイナンバーカードと健康保険証の一体化への概要 （1）健康保険証は令和6年12月2日に廃止となる。 （2）経過措置として、健康保険証廃止時点で発行済の健康保険証は、健康保険証が廃止された後も最長で1年間は有効とする。 （3）マイナ保険証を保有しない方には、申請によらず保険者が資格確認書を交付する。 ※ 以上の根拠法令はマイナンバー法、健康保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律 3 マイナンバーカードと健康保険証の一体化の主なメリット （1）被保険者 ア 過去の健康・医療データに基づき、重複投薬や併用禁忌の防止など最適な医療が受けられるようになる。 イ 転職や転居等による保険証の切り替えや更新が不要になる。 ウ 高額療養費制度における、自己負担限度額を超える支払いが手続きなしで、免除される。 エ 医療費を20円節約でき、自己負担も低くなる。 （2）保険者 ア 被保険者の資格喪失後の保険証使用や医療機関の被保険者番号の誤記による過誤請求が減少する。 イ 保険証や限度額適用認定証等の発行・事務手続きが減少する。 （3）医療機関 ア 診療報酬上の加点がある。 イ 医療システム上の保険証情報、住所入力が簡易になる。

4 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けた国の対応

- (1) 他人の情報への紐づけ、資格無効と表示、窓口負担割合の誤り等のトラブルに対し、令和5年6月に「マイナンバー情報総点検本部」を設置し、同年12月総点検を完了した。
- (2) 令和6年1月にマイナ保険証の利用促進を図るため、各保険者に令和6年11月の利用率の目標50%達成を求めることとした。
- (3) 令和6年1月に被保険者全員に対し、個人番号（マイナンバー）が健康保険制度のデータベースに正確に登録されていることを通知することとした。
- (4) 令和6年5月～7月をマイナ保険証利用促進の集中取組月間と位置づけ、医療機関に対しマイナ保険証の利用人数に応じて病院は最大40万円、診療所は最大20万円の一時金を支給することとした。

5 足立区の国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者のうちマイナンバーカードに健康保険証を紐付け済の被保険者の割合

- (1) 国民健康保険【令和6年7月10日現在】
 - ア 被保険者数
129,644人
 - イ マイナンバーカードと健康保険証を紐付けた人数
65,341人
 - ウ マイナンバーカードと健康保険証を紐付けた割合
50.40%
- (2) 後期高齢者医療制度【令和6年7月16日現在】
 - ア 被保険者数
92,231人
 - イ マイナンバーカードと健康保険証を紐付けた人数
50,679人
 - ウ マイナンバーカードと健康保険証を紐付けた割合
54.95%

6 足立区の国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者のうちマイナ保険証の利用率

- (1) 国民健康保険 8.34%【令和6年5月末現在】
- (2) 後期高齢者医療制度 5.50%【令和6年5月末現在】